

石巻からの活動報告

～東日本大震災7年目の記録～

平成30年5月

宮城県東部保健福祉事務所
(宮城県石巻保健所)

目次

I. 管内の概要.....	1
II. 東日本大震災による被害状況及び復興状況	
1. 被害状況.....	2
2. 復興状況.....	3
III. 保健福祉活動	
事務所全体	
1. 被災者生活支援チーム活動.....	6
2. 市町支援活動.....	9
各班業務	
1. 成人・高齢班.....	10
2. 母子・障害班.....	14
3. 疾病対策班.....	15
4. 生活支援担当.....	17
IV. 環境衛生活動	
1. 食品衛生班.....	18
2. 獣疫薬事班.....	19
3. 環境廃棄物班.....	21
V. 医務・防災活動	
1. 企画総務班.....	23
2. 当所が事務局を担う団体における活動.....	25

I. 管内の概要

名称 宮城県東部保健福祉事務所（宮城県石巻保健所）

位置 石巻市蛇田字新沼田12番地4街区1画地

圏域の地勢等

石巻市、東松島市及び女川町の2市1町で構成される石巻広域圏は、面積が約721km²、人口が約19万1千人と、それぞれ県全体の約1割程度を占めている。圏域の東部及び南部は太平洋に面し、東部地域一帯においては丘陵が連なり北上山地の一端を形成している。一方、中央地帯は北上川流域として、川を取り巻くように広大な耕地が開け、また、西部地域には南北に低い丘陵が走っている。

産業面では、世界三大漁場の一つに数えられる金華山・三陸沖の豊かな漁場や稲作に適した沖積平野などを有することで古くから農業・漁業が発達した地域であり、同時に木材関連業などに代表される工業も基幹産業として成長してきた。また、国際交流の先駆けでもある慶長遣欧使節の史実をはじめ、北上運河や野蒜築港跡などの貴重な歴史遺産や雄勝硯などの伝統工芸があり、文化的にも豊かな地域である。

平成17年4月、市町村合併が行われ、石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町及び牡鹿町が合併して石巻市となり、矢本町及び鳴瀬町が合併して東松島市となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大の地震であり、大津波に襲われた石巻圏域は甚大な被害を受けた。平成30年3月末の人口は、発災前の平成23年2月末と比べて約2万5千人の減少となり、産業面も大きな打撃を受けたが、災害公営住宅の6,129戸（95.5%）が完成、入居戸数は5,779戸（計画戸数に対する入居率90.1%）となるなど、石巻圏域は復興に向けて着実に歩みを進めている。

所管区域

平成20年4月の組織改編により、所管区域及び所掌する事務の見直しが図られ、石巻市、登米市、東松島市及び牡鹿郡女川町の3市1町を所管区域としている。

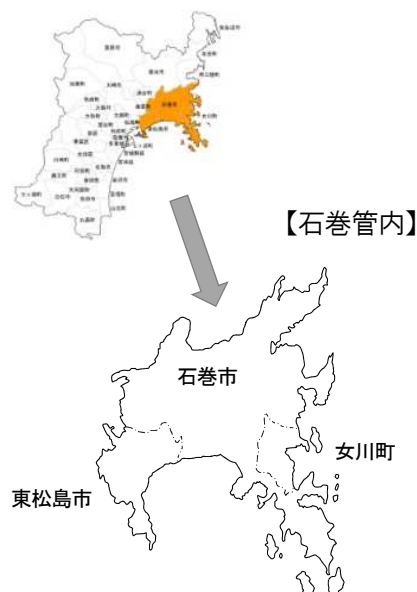
登米市区域に係る業務については、産業廃棄物や環境対策などの環境生活関係事務、児童福祉に係る事務の一部（保育所等）、高齢者福祉に係る事務の一部（認知症対策や虐待等）を除き、当所登米地域事務所が所掌している。

なお、生活保護の事務については、市の区域は除かれる。

	石巻市	東松島市	女川町	計	県合計
面積(Km ²)	554.58	101.36	65.35	721.29	7,282.22
世帯数	60,532	15,674	2,972	79,178	932,393
人口	144,342	40,025	6,405	190,772	2,282,836

面積は国土交通省国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」による。

世帯数及び人口は「日本人住民基本台帳人口及び世帯数」平成30年3月末現在による。



Ⅱ. 東日本大震災による被害状況及び復興状況

1 被害状況

(1) 宮城県の被害の状況（平成30年3月31日現在）

① 人的被害（継続調査中）

死者	10,565 人（関連死を含む。）
行方不明者	1,224 人
負傷者	4,145 人

② 住家・非住家被害（継続調査中）

全壊(床上浸水含)	83,004 棟
半壊(床上浸水含)	155,130 棟
一部破損	224,202 棟
床下浸水	7,796 棟
非住家被害	26,796 棟

③ 被害額（平成30年2月28日現在）

（単位：千円）

項目	金額
交通関係	10,323,204
ライフライン施設	239,352,098
保健医療・福祉関係施設	50,733,377
建築物(住宅関係)	5,099,969,436
民間施設等	990,617,000
農林水産関係	1,295,225,545
公共土木施設・交通基盤施設	1,116,361,000
文教施設	212,284,632
廃棄物処理・し尿処理施設	5,406,747
その他の公共施設等	78,077,312
合計	9,098,350,351

（注）交通関係に東日本旅客鉄道の被害額は含まず。



(2) 東部保健福祉事務所管内の被害の状況（平成30年3月31日現在）

① 人的被害（継続調査中）

死者	5,301人
（石巻市3,554人，東松島市1,132人，女川町615人）	
行方不明者	703人
（石巻市422人，東松島市23人，女川町258人）	

② 住家・非住家被害（継続調査中）

（単位：棟）

	全壊	半壊	一部損壊	床下浸水	非住家被害
石巻市	20,043	13,049	19,948	3,667	調査中
東松島市	5,519	5,558	3,504	1,079	937
女川町	2,924	349	661	不明	1,590

2 復興状況

(1) 応急仮設住宅入居状況（平成30年3月31日現在）

県では、沿岸部を中心に15市町で406団地、22,095戸の応急仮設住宅を整備し、石巻管内では、186団地において10,344戸の応急仮設住宅を整備した。災害公営住宅等への移転が進み始め、応急仮設住宅で生活する被災者は減少傾向にあるものの、平成30年3月末現在で入居率が15.7%と、引き続き健康や生活の面での支援が求められている。また、応急仮設住宅の不足等を補うために民間の賃貸住宅（アパートや貸家など）を県が貸主から借上げ、応急仮設住宅として提供する民間賃貸借上住宅があり、石巻管内の入居戸数は954戸、入居者数は2,206人となっている。

① 応急仮設住宅入居状況

	整備状況		供与及び入居状況(戸)					集会施設		
	団地数	整備戸数	団地数	供与戸数	入居戸数	入居者数	入居率	集会所(棟)	談話室(戸)	計
石巻市	131	7,297	61	5,069	848	1,692	16.7%	31	18 (1)	49 (1)
東松島市	25	1,753	5	352	7	19	2.0%	4	2	6
女川町	30 (1)	1,294 (189)	22 (1)	1,154 (189)	179	283	15.5%	6 (1)	14 (1)	20 (2)
計	186 (1)	10,344 (189)	88 (1)	6,575 (189)	1,034	1,994	15.7%	41 (1)	34 (2)	75 (3)

()は、市町が発注した施設で内数。

震災援護室HPより

② 民間賃貸借上住宅入居状況（震災援護室HPより）

	入居戸数 (契約件数)	入居者数
石巻市	874	2,030
東松島市	75	159
女川町	5	17
計	954	2,206



(2) サポートセンター設置状況（平成29年4月1日）

各市町では「サポートセンター」を設置し、応急仮設住宅等で生活する住民を対象に相談・生活支援、介護・看護・福祉サービスの提供や、交流の場としての活動を行っている。

	開設数	運営委託先
石巻市	13	石巻市社会福祉協議会、ささえあい総括センター
東松島市	4	東松島市社会福祉協議会
女川町	5	女川町社会福祉協議会、(社福)元気村、ぱんぶきん(株)等

(3) 復興住宅建設に向けた取組

① 災害公営住宅の整備（平成30年3月31日現在）

被災者の生活再建に必要な恒久的住宅の確保を図るため、平成23年度から災害公営住宅の整備が始まり、県全体で15,823戸が整備される予定である。石巻管内では、6,416戸が整備予定となっており、平成30年3月末時点では6,129戸が工事完成し、このうち入居戸数は5,779戸（平成30年2月28日現在）に至っている。

② 防災集団移転促進事業（平成30年3月31日現在）

被災地域において災害危険区域に指定された地域のうち、住宅の用に供することができない地域にある住居などの集団移転を行うため、移転先となる住宅団地の整備を進めており、県全体で195地区が計画されている。石巻管内では、85地区の事業計画が決定され、84地区において宅地引き渡しを開始されている。

③ 被災市街地復興土地区画整理事業（平成30年3月31日現在）

被災者等の住宅の確保や生活に関連する公共施設等の整備を促進するため、土地区画整理事業が進められている。県全体で34地区が計画されており、石巻管内では19地区において事業が認可され、19地区で住宅棟の建築工事が可能となっている。

	災害公営住宅			防災集団移転促進事業		被災市街地復興土地区画整理事業	
	計画戸数	完成戸数	入居戸数 (H30.2.28現在)	計画地区数	引渡開始地区数	事業認可地区数	建築可能地区数
石巻市	4,456	4,269	4,119 (92.4%)	56	56	15	15
東松島市	1,101	1,001	971 (88.2%)	7	7	3	3
女川町	859	859	689 (80.2%)	22	21	1	1
計	6,416	6,129	5,779 (90.1%)	85	84	19	19

災害公営住宅は住宅課HP、防災集団移転促進事業及び被災市街地復興土地区画整理事業は復興まちづくり推進室HPより

(4) 人口の推移（住民基本台帳人口 平成30年3月31日現在）

石巻広域圏の人口は、震災発生以前から減少傾向にあったが、震災以降も引き続き減少傾向は続いている。

震災前の平成23年2月末と平成30年3月末の比較では、広域圏で11.7%減少しており、市町別では、石巻市で11.3%、東松島市で7.2%、女川町で36.1%の減少となっている。

市町の人口動向

(単位:人)

		H23.2月末	H23.3月末	H24.3月末	H25.3月末	H26.3月末	H27.3月末	H28.3月末	H29.3月末	H30.3月末
石巻市	人口	162,822	162,411	152,515	150,677	149,594	148,446	147,326	145,979	144,342
	増減(%)	-	△ 411	△ 10,307	△ 12,145	△ 13,228	△ 14,376	△ 15,496	△ 16,843	△ 18,480
東松島市	人口	43,142	42,396	40,621	40,266	39,961	40,045	40,104	40,086	40,025
	増減(%)	-	△ 746	△ 2,521	△ 2,876	△ 3,181	△ 3,097	△ 3,038	△ 3,056	△ 3,117
女川町	人口	10,016	9,698	8,335	7,806	7,256	6,919	6,709	6,530	6,405
	増減(%)	-	△ 318	△ 1,681	△ 2,210	△ 2,760	△ 3,097	△ 3,307	△ 3,486	△ 3,611
石巻広域圏	人口	215,980	214,505	201,471	198,749	196,811	195,410	194,139	192,595	190,772
	増減(%)	-	△ 1,475	△ 14,509	△ 17,231	△ 19,169	△ 20,570	△ 21,841	△ 23,385	△ 25,208

「日本人住民基本台帳人口及び世帯数」による。統計課HPより

(5) 医療機関及び各福祉施設の再開状況（新規開設含む）

		医療機関		老人福祉、介護保険関係														児童福祉、障害福祉関係																							
				入所系				居宅系										訪問サービス				日中活動の場						住まい		指定		相談支援			障害児通所支援		保育所				
				病院	内科診療所	歯科診療所	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	軽費老人ホーム（ケアハウス）	有料老人ホーム	地域包括支援センター	在宅介護支援センター	老人デイサービスセンター	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症高齢者グループホーム	訪問介護事業所	訪問看護ステーション	居宅介護支援事業所	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	短期入所（ショートステイ）	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援（一般型）	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	グループホーム	障害者支援施設	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	児童発達支援	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	認可保育所	認可外保育所	
石巻市	H23.3.1	10	107	69	1	11	6	3	11	9	6	-	45	2	47	2	22	45	9	36	26	25	12	0	2	4	1	8	2	2	3	6	0	-	-	-	-	-	-	32	12
	H24.2.1	7	101	60	1	10	6	3	10	9	6	-	45	1	46	3	22	44	7	38	-	-	-	3	3	3	2	7	1	2	3	6	0	-	-	-	-	-	-	29	11
	H30.3.1	8	98	65	1	15	7	3	12	12	0	41	27	6	74	6	25	38	9	46	21	17	1	4	7	11	0	5	8	4	15	6	1	2	2	6	5	0	12	25	17
東松島市	H23.3.1	2	23	13	0	3	1	2	4	1	3	-	15	2	17	0	5	11	1	13	8	8	1	0	1	4	2	4	1	0	0	1	1	-	-	-	-	-	-	10	2
	H24.2.1	2	19	10	0	2	1	2	5	1	2	-	13	2	15	0	5	9	1	8	6	6	1	1	1	3	2	4	1	0	0	1	1	-	-	-	-	-	-	8	1
	H30.3.1	2	23	13	0	2	1	2	8	1	0	8	11	2	21	2	5	10	0	10	6	4	0	1	4	4	0	0	0	0	2	1	1	1	1	4	1	1	3	7	3
女川町	H23.3.1	1	4	4	0	1	1	0	0	1	0	-	2	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	3	0
	H24.2.1	0	2	2	0	1	1	0	0	1	0	-	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	2	0
	H30.3.1	0	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
圏域計	H23.3.1	13	134	86	1	15	8	5	15	11	9	-	62	4	66	3	28	57	11	50	35	34	14	0	3	9	3	13	4	2	3	7	1	-	-	-	-	-	-	45	14
	H24.2.1	9	122	72	1	13	8	5	15	11	8	-	59	3	62	3	28	54	9	48	7	7	2	4	4	7	4	12	3	2	3	7	1	-	-	-	-	-	-	39	12
	H30.3.1	10	123	79	1	18	9	5	20	14	0	49	39	8	96	8	31	49	10	57	28	22	1	5	12	15	0	5	8	4	18	8	2	3	3	10	6	1	15	34	20

※参考※ 市町・宮城県歯科医師会・宮城県薬剤師会・石巻薬剤師会開設の仮設診療所・薬局の開設・設置状況

- ①医療 石巻市雄勝診療所（平成23年9月29日～平成29年1月15日） 石巻市寄磯診療所（平成23年9月29日～平成28年1月18日）
仮設石巻市夜間急患センター（平成23年12月1日～平成28年12月1日） 石巻市立病院開成仮診療所（平成24年5月31日～）
- ②歯科 女川地区仮設歯科診療所（平成23年10月30日～平成30年3月31日） 石巻市雄勝歯科診療所（平成24年6月1日～平成29年1月15日）
- ③薬局 女川町（平成23年11月1日～）

Ⅲ. 保健福祉活動

事務所全体

1 被災者生活支援チーム（※）活動

※「被災者生活支援チーム」とは、平成23年1月に被災者生活支援が組織的、効果的に行われるよう設置された県保健福祉部被災者生活支援調整会議の下部組織として、各保健福祉事務所に設置された組織である。

（1）管内の状況

平成30年3月末の管内人口は190,772人となり、震災前の平成23年2月の215,980人からの減少傾向が続いている。平成30年3月の災害公営住宅の完了戸数は6,129戸（進捗率95.5%）であり、仮設住宅からの移行が進んでいる。災害公営住宅入居後の生活の変化に伴う高齢者等の孤立防止のための見守り、新たなコミュニティづくりや既存コミュニティへの融合等が課題となっており、現在管内市町では、コミュニティの再生・構築に向け自治会組織や区長・児童民生委員、健康リーダー（保健推進員、食生活改善推進員、運動リーダー、傾聴ボランティア等）の他、NPO、社会福祉協議会、民間事業所等、住民や関係組織団体と協議を行い、地域福祉を中心とした支え合い体制の構築など、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいる。

（2）平成29年度の取組内容

平成29年度の当所の被災者支援活動は、「被災者が健康を保持・増進し、地域で安心して暮らせるため、健康調査を通じた健康支援や子どもから大人まで切れ目のない心のケア、住民同士の共助による支え合い体制の整備などの市町の取り組みを支援するとともに、中長期的な視点で地域包括ケア体制を見据えながら、被災者を含めた市町の地域づくりの取組を支援すること」を目的に活動を行った。

目標として、

- ①被災者支援を意識した業務を推進するとともに、地区担当保健師を配置し、市町の取組を推進する上で必要とされる支援にタイムリーに応じられる所内体制の維持
 - ②地域包括ケアシステムの構築支援や心のケア対策の推進などの通常事業を通しての市町支援の強化
 - ③地区診断の実施により被災者を含めた圏域や市町の健康課題を明確にし、共有を図りながら、市町と連携した地域課題解決のための保健福祉活動事業の継続実施
 - ④人員不足の中で被災地の復興を支える保健師の能力向上を目的とした人材育成の推進
- の4点を掲げ、取組を進めた。

各目標に対する取組の詳細は、以下のとおりである。

①については、市町担当保健師を中心に各種会議（※）や復興公営住宅入居者を対象とした健康づくり活動を通じた絆形成プロジェクト事業（県委託）に参加するなど現状の把握に努め、被災者生活支援チームミーティングを開催し、市町担当保健師が把握した情報と各班の業務を通して把握した情報の共有を図り、課題解決のための対応方針等の検討を行った。

さらに、管内被災者生活支援担当及び地域包括ケア担当課長等会議（年1回）、保健活動担当者連絡会（年2回）を開催し、市町の取組状況の実態把握と県事業等の情報提供に努めた。

※ 市町が行う被災者支援関連の会議、心のケアミーティングや各種計画の策定会議等へ参加し、専門的な見地からの指導・助言や情報提供を行った。

②については、10ページ以降の各班業務の項を参照されたい。地域包括ケアシステムの構築支援として、地域包括ケア担当課長会議や担当者会議、住民や支援者向けの研修会を開催したほか、各市町の地域包括ケア推進のための関連会議や研修、関係者との打合せに幅広く職員が参加し、助言するとともに、把握した情報の所内での共有に努めた。また、心のケア対策については、心のケアセンター石巻地域センターやからころステーションと事例や事業を通して情報共有を図るとともに、支援者間で役割分担し、市町支援を継続した。

特に、アルコール関係については、女川町の医療従事者がアルコール依存症に関する理解を深めることや内科医療と専門医療機関との連携強化を目的に、平成 27 年度から今年度まで継続して研修会を開催し、地域の支援者のスキルアップが図られたため、今後は、町が主体となり関係機関と連携しながらアルコール対策を継続実施していくこととなった。

③については、県と市町が協働して仮設住宅、災害公営住宅入居者等を対象とした健康調査を実施し、被災者の健康課題を分析し支援に役立てている。また、市町独自に災害公営住宅入居 1～2 ヶ月後に保健師等による個別訪問を実施しており、支援が必要な方は関係機関の協力を得て継続フォローしている。

併せて、個別支援やサロン事業など様々な取組を実施しているが、災害公営住宅への入居や自力再建が進む中、単身・高齢者のみの世帯が増加し、孤立防止が継続的な課題となっていることから、阪神淡路大震災の発災以降、長期にわたり先進的な取組をしている兵庫県の職員を講師に招き、「災害公営住宅等でのコミュニティ支援と孤立防止の取り組みについて」をテーマに被災者健康支援研修会を開催した。研修会においては、今後の被災者の自立を阻害しない地域での見守り体制やコミュニティ支援のあり方について確認し合った。

④の被災地の復興を支える保健師の人材育成については、9 ページの「2 市町支援活動」に記載している。

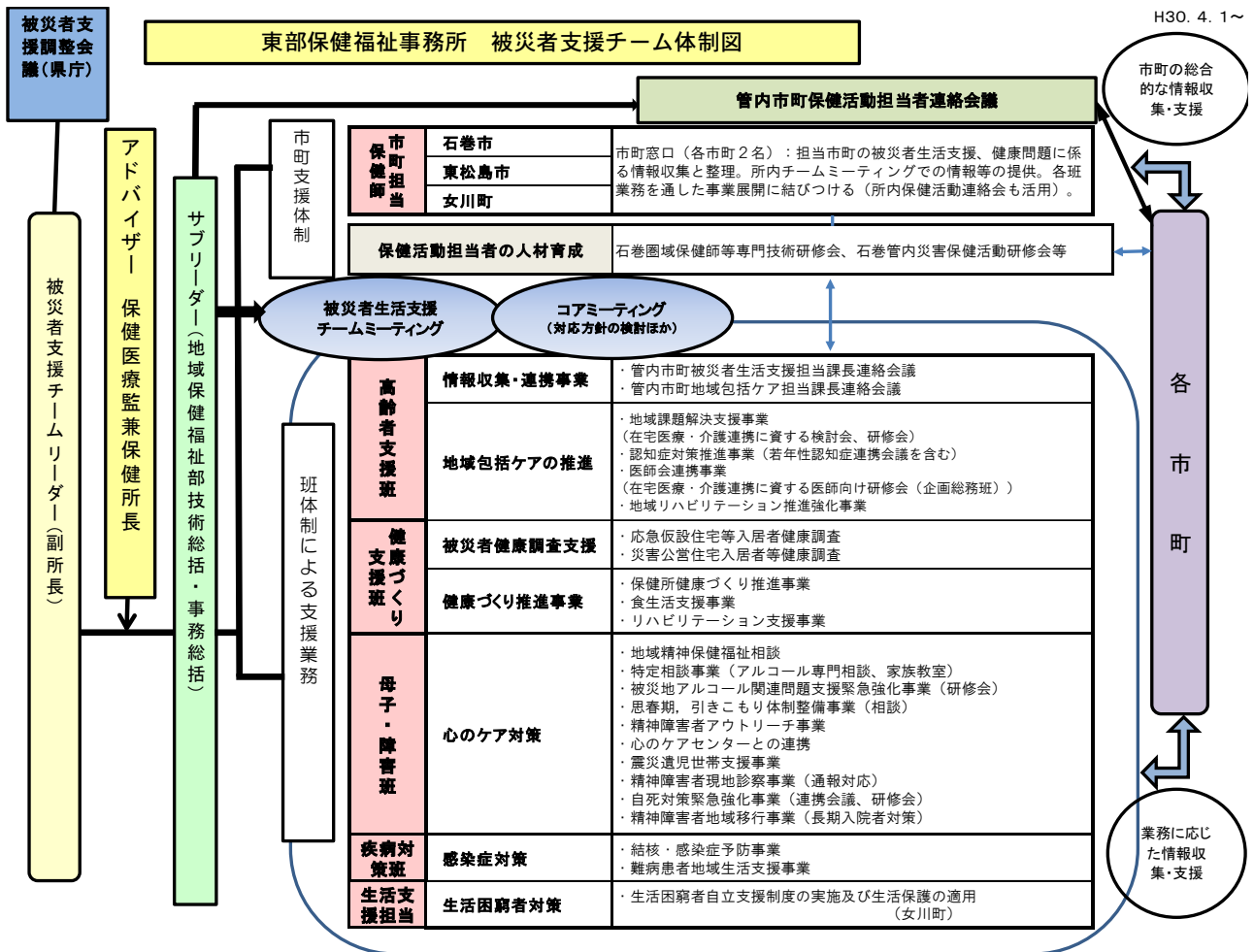
(3) 今後の方向性・課題

震災後 7 年が経過し、災害公営住宅の完成率が 95% を超え、ハード面での復興は着実に進んでいる。一方で、自力再建者、恒久住宅移行者、仮設住宅生活継続者の生活状況、心理状況には格差がみられ、長期化する仮設住宅等での生活や災害公営住宅等への転居後の生活環境の変化に伴う心身の健康状態の悪化を防止するため、心のケア対策をはじめとしたきめ細かな支援が引き続き求められている。

被災者が健康を保持・増進し、地域で安心して暮らせるようにするため、被災者支援から地域における支え合いへの移行を促進するため、地域包括ケアシステムの充実・推進を支援するとともに、被災者の心のケア対策も含めた今後の地域保健福祉対策のあり方について、市町や関係機関とともに検討していく必要がある。

※ 平成30年度活動目標

- ① 被災者支援を意識した業務推進と地区担当保健師の配置（市町の取組状況の情報収集と情報共有）による、市町の取組を推進する上で必要とされる支援にタイムリーに応じられる体制の維持推進
- ② 地域包括ケアシステムの充実・推進や今後の心のケア対策のあり方の検討など通常業務を通しての市町支援の強化
- ③ 地域診断の実施により被災者を含めた圏域や市町の健康課題を明確にし、共有を図りながら、市町等と連携した地域課題解決のための保健福祉活動事業の継続的な実施
- ④ 人員不足の中で被災地の復興を支える保健師の能力向上を目的とした人材育成の推進



2 市町支援活動

(1) 平成29年度の取組内容

市町支援は、市町担当保健師による会議等での情報提供及び各班の分野別業務を通して行う体制となっている。

市町保健師の資質の向上が、住民ニーズに合ったより良いサービスの提供に繋がることから、平成29年度は、被災地で保健活動業務に従事する市町保健師等の資質向上を目的とした3つの研修会を開催した。

研修の企画に当たっては管内保健活動担当者連絡会を開催し、市町のリーダー的保健師と協働し、各所属での人材育成の現状と課題に合った研修内容を検討した。

特に平成29年度は、新任期保健師の人材育成や定着支援を担う中堅期保健師を対象に、保健活動関係者研修会を実施した。講師に東北大学の田口敦子氏を迎え、中堅期に求められる能力、特に新任期保健師の人材育成を担うプリセプターの役割について学んだ。

石巻圏域保健師等専門技術研修会は、前年度に引き続き福島県立医科大学の高橋香子氏を講師に迎え、新任期から管理期まで全ての保健師、管理栄養士を対象に地区診断をテーマに実施した。前年度の地区診断の基礎知識を生かした実践研修とし、高齢者や母子保健における地域共通の健康課題を取りあげ、所属毎にテーマを一つ選択し、既存の質的データや量的データを基に地区診断し、共通のシートにまとめて持ち寄り、成果を報告し合い、講師より助言いただいた。既存の統計と地域で接する住民の声を結びつけて、地域を診ていく大切さを再認識するとともに、各グループの分析やまとめ方、地区特性や解決策などの違いや共通点など、今後の地区診断や保健活動に生かせる研修となった。

また、大規模災害を経験した地域として、今回の災害保健活動での学びを未経験の後輩保健師に継承していく必要があることから、昨年度より災害保健活動研修会を実施している。平成29年度は、「保健師の視点による避難所運営のポイント」をテーマに、講義と演習を実施した。より多くの保健師が受講できるように、同じテーマで3回開催した。市町保健師と石巻赤十字病院の災害医療研修センターと協働で研修内容の検討や当日の運営も行うことで、災害時に共に連携する仲間としての関係づくりにも役立った。

市町支援を担う所内保健師の人材育成としては、新任期保健師を対象とした事例検討会を開催した。県庁医療政策課看護班主催の新任期保健師研修会参加時に合わせ、4人の新任期保健師が提出課題の各自担当事例についてまとめ、事例発表を行った。所属を越えた先輩保健師が事例のまとめ方や事例への関わりへの助言等を行うとともに、今後の保健師活動に対するモチベーションを高めることができるよう配慮した。

管内市町には自治法派遣等の保健師が複数勤務し、被災者の健康支援、精神保健業務、通常業務等に従事することにより市町保健師の負担軽減に貢献しているが、復興推進には更に時間がかかることから、計画的な人材の確保及び育成も課題となっている。

なお、所内においても、平成29年度、新潟県から保健師の自治法派遣（1年）を受け、女川町担当として、町の保健医療福祉調整会議等に定期的に参加し、現状等の情報を収集するとともに、これも踏まえた地域包括ケアシステムの推進関連業務も担当し、被災者支援に貢献いただいた。

(2) 今後の方向性・課題

震災から7年が経過し、平成30年度は県震災復興計画における発展期となることから、復興期間が終了した後にはどのような社会資源が必要なのか、保健活動人材の果たす役割を意識した人材育成を行う等、将来の展望を描き、保健福祉活動を展開していくとともに震災時活動を風化させることなく次の世代に引き継ぐため、平時から市町との信頼関係や相互の連携体制の構築を進めていく。

※主な取組

- ・重層的な会議開催、参加等を通じ市町との情報共有と信頼関係の構築
- ・研修会の開催
- ・平時からの市町との災害対応連携体制検討
- ・分野毎の資源に関する検討
- ・圏域の保健活動人材育成体制の検討

1 成人・高齢班

【栄養・食生活支援～食生活支援事業関係～】

(1) 本年度の取組内容

応急仮設住宅の入居者等の食生活の悪化等を予防し、栄養バランスのとれた食生活を推進するため、栄養相談会や戸別相談などを行う団体に対して補助金（平成29年度は管内2市町において事業を実施）を交付し、被災者の食生活支援活動を実施した。

また、平成27年度から新たに栄養相談会の補助メニューとして追加された「健康な食事とおした絆づくり事業」の各市町の実施計画と実施状況の把握を行った。

(2) 今後の方向性・課題

食生活支援事業については、各市町の要望に応じて事業者が実施することとしており、コミュニティの形成、生活習慣病の予防、食の自立支援など、その目標も様々である。仮設住宅入居者対象の当該事業は、平成29年度に終期を迎えたことから、平時の保健活動への移行について、対応が必要となっている。

同様に、災害公営住宅の入居者に対する食生活支援についても平成29年度に終期を迎えたことから、地域の食生活・健康課題の解決につながっていくよう、事業の実施状況を確認し良好事例の情報共有を図って行く。

【栄養・食生活支援関係～給食施設支援関係～】

(1) 平成29年度の取組内容

平成23年度から、災害時に近隣給食施設で協力しあえる体制づくりを目的として、1日3食を提供する給食施設等の栄養士を参集し、災害時の給食施設連絡網及び連絡網の活用マニュアルの検討を行い、平成25年度からその運用を開始した。平成26年度は、「石巻管内災害時等給食施設栄養士ネットワーク運用会議」の設置要綱を定め、これ以降「災害時の情報共有のためのネットワーク運用」と「各施設における災害時の食事提供体制の強化」について検討していくこととした。

平成26年度の会議では、連絡網の運用に関する協議、宮城県で作成した「特定給食施設における非常・災害時対策チェックリスト」の説明や、活用に向けた各施設の取組に関する情報共有などを行った。平成27年度には、石巻管内災害時等給食施設栄養士ネットワークを構成する各班の班長を参集し班長会議を開催し、運営上の課題やマニュアルの修正など、次年度の全体会議開催に向けた検討を行った。平成28年度も班長会議及び全体会議を開催し、「非常時対応のための備蓄食品の種類、献立及び食事提供に関する非常時マニュアル」について情報交換等を行った。平成29年度は、要綱及びマニュアルを実情に合わせて改訂し、より迅速に情報共有ができるよう全体共有を図った。

(2) 今後の方向性・課題

今後も継続的に会議の設置要綱に基づき会議を運営し、「災害時の情報共有のためのネットワーク運用」及び「各施設における災害時の食事提供体制の強化」を進めていく。特に、震災を経験していない施設栄養士等が増加していることから、災害時に活用できる食事提供マニュアル等が各施設に整備されるよう、引き続き地域全体で良好事例共有の場面づくりや、情報提供などを行いながら必要な支援を行っていく。

【リハビリテーション支援関係】

(1) 平成29年度の取組内容

管内の各市町が実施している健康支援事業（リハビリテーション支援事業）は、応急仮設住宅等にお

ける生活不活発病予防、介護予防及び集団で行う軽運動等を通じた地域コミュニティづくりに寄与しており、当所は市町の要請に応じて事業への協力を行ってきた。

(2) 今後の方向性・課題

仮設住宅の縮小に伴い市町からの事業実施要望が無かった状況や、市町の通常事業の中の健康づくり事業や介護予防事業として既に引き継がれている状況等を踏まえ、平成29年度で事業終了となった。

今後は、引き続き地域包括ケアシステムの取組における介護予防事業等といった通常事業を市町が展開していく中で、必要に応じて当所も協力していく。

【被災者健康支援対策：健康調査】

(1) 平成29年度の取組内容

① 応急仮設住宅及び民間賃貸借上住宅入居者健康調査

引き続き、変化する被災者の健康状況を把握し、具体的な支援に結びつけることを目的として、県と市町と協働で、応急仮設住宅及び民間賃貸借上住宅の入居者を対象とした健康調査を実施した。実施に当たっては、県が前年度実施の健康調査結果の説明及び今年度の応急仮設住宅健康調査実施に関する会議を開催し、管内市町の実施意向等を確認した。その結果、前年度と同様に応急仮設住宅入居者については、石巻市、東松島市が県と協働で、女川町が単独で実施し、民間賃貸借上住宅入居者健康調査については、全市町が実施することとなった。

② 災害公営住宅入居者健康調査

平成28年度は各市町で災害公営住宅への移行が本格化し、様々な健康問題の発生が懸念されることから、災害公営住宅入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけ、施策の展開をするために、昨年度に引き続き、石巻市、東松島市が県と協働で災害公営住宅入居者健康調査を実施した。

平成29年度からは県が委託する保健師等が調査未回答の独居者宅を訪問し、聞き取りを行う訪問業務が開始となり、東松島市が県と協働で実施した。

【健康調査における支援状況】

	応急仮設住宅入居者健康調査	民間借上住宅入居者健康調査	災害公営住宅入居者健康調査
石巻市	<p>H24年度から実施</p> <p>支援内容</p> <p>H25まで： 作業工程、要フォロー者基準等の検討、要フォロー者抽出作業、要フォロー者家庭訪問、健康調査結果のまとめ作業と報告</p> <p>H26： 支援団体が要フォロー者を選別するための、訪問・電話による確認を依頼する作業の支援</p>	<p>H24年度から実施</p> <p>支援内容</p> <p>作業工程、要フォロー者基準等の検討、要フォロー者抽出作業</p>	<p>H25.4から開始</p> <p>支援内容</p> <p>H25：調査票作成支援</p>

	応急仮設住宅入居者健康調査	民間借上住宅入居者健康調査	災害公営住宅入居者健康調査
東松島市	H24 年度から年度実施	H24 年度から年度実施	H26 年度から実施 支援内容 健康調査の実施
女川町	町単独で健康調査実施	H24 年度から実施	町単独で町民全員を対象として健康調査を実施。

（２）今後の方向性・課題

今後、災害公営住宅等への移行が更に進み、入居者の生活環境が変化してくると、災害公営住宅等での入居者の高齢化、孤立化や生活が不活発な状態による心身の健康状態の悪化が懸念される。一方、仮設住宅に残って生活する住民もあり、生活再建への道筋が見えないことに対する不安など、課題も様々であるため、多様な支援が求められる。また、健康調査実施の支援は、各市町の方針等を確認し、要望に合わせた支援を行う。

【コミュニティ、まちづくり関係】

（１）平成 29 年度の実施内容

各市町では災害公営住宅の整備に合わせて、災害公営住宅入居後の地域コミュニティづくりを進めている。管内被災者生活支援担当及び地域包括ケア担当課長等会議や被災者生活支援チームミーティングを通して、管内市町の状況を共有すると共に、自助・互助だけでなく、共助・公助も含めた取組を促すことを目的に被災者支援研修会を開催した。

（２）今後の方向性・課題

災害公営住宅への移行が進み、新たなコミュニティの形成が必要になる。また、住民自身が地域におけるコミュニティの課題を考え、共有し、主体的に取り組むための支援や働きかけが必要である。今後も、市町が共助・公助を含めた取組ができるよう支援していく。

【地域包括ケア推進関係】

（１）平成 29 年度の実施内容

高齢社会が進展する中、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を見据え、医療と介護の連携や、地域における介護予防の取組、支え合い体制づくりなど、誰もが住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるように医療・介護・予防、住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実させ、推進しているところであるが、被災地である管内市町においては、震災による課題も踏まえた事業を展開している。

管内市町の地域包括ケアシステムの取組が円滑に推進できるよう、石巻市地域包括ケア推進協議会に所長、東松島市地域包括ケア推進協議会に副所長、技術総括次長、担当者等が参画した。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて管内市町が抱える課題を共有し、意見交換を行うため、地域包括ケア担当課長及び担当者会議を実施した。

研修会としては、

- ①住み慣れた地域や在宅で最期まで暮らせる地域社会づくりと在宅医療・介護のあり方について、住民と共に考える普及啓発研修会を東松島市で開催
- ②在宅や施設での看取りを進めるための一助とするため、医療・介護関係者を対象に石巻管内での心のケアを中心とした看取りの支援を考える研修会を開催
- ③在宅医療・介護連携の強化を目的に、介護支援専門員を対象に医療との連携を考える研修会を開催
- ④在宅医療・介護連携を推進するに当たり医師との連携が重要であるため、医師会と共催で在宅医療に関する研修会を開催

- ⑤在宅医療・介護連携をより一層推進していくため、歯科医師向けの在宅医療介護連携ICTシステムについての研修会を開催
- ⑥石巻地区地域医療対策員会において、地域の医療・介護関係者がお互いの役割・専門性等を知り、顔の見える関係構築を目的に多職種連携についての研修会を開催

(2) 今後の方向性・課題

平成30年度に災害公営住宅の整備が完了する見込みであることから、災害公営住宅等への移行が進展する中で、新たなコミュニティの構築と今まで「被災者支援事業」として行ってきた高齢者等への支援を「地域における支え合い」により実施していく体制づくりが必要となっている。また、高齢化の進行や今後増加が見込まれる認知症高齢者、単身高齢世帯等を地域においてどのように支えていくかが課題となっている。

その中で、地域包括ケアシステムの充実・推進はますます重要になってくることから、今後も関係機関と連携を取りながら、各種事業の実施等に積極的に取り組んでいく。

2 母子・障害班

【心のケア（アルコール、自殺対策等）】

（1）平成29年度の取組内容

引き続き関係機関との連携強化、支援者支援、アルコール対策及び自死対策等に取り組んだ。

関係機関との連携強化として、みやぎ心のケアセンター石巻地域センター、（社）震災こころのケアネットワークみやぎ（からころステーション）と定期的な打ち合わせを重ね、被災者のメンタルケアについて情報を共有し、支援強化を図った。

支援者支援としては、管内市町の精神保健福祉担当者と保健所担当ケース等について情報交換を行うとともに、さらに精神保健担当者会議を7月に開催し連携の強化に努めた。

アルコール対策としては、月1回アルコール相談を開催したほか、9月から2月までアルコール家族教室を開催した。また、地域のアルコールに関する支援体制を強化するため、みやぎ心のケアセンターとの共催により、管内の支援者向けの研修会を2回開催した。

なお、平成27年度から継続して開催している女川町の医療機関従事者と災害公営住宅や仮設住宅の支援員及びアルコール専門機関との連携強化を目的とした研修会を今年度も企画し、女川町のアルコール問題への支援と専門機関との連携強化を図った。

自死対策としては、11月に精神保健福祉担当者、相談業務に携わる支援者等を対象とした自死予防対策研修会を開催した。また、自死対策連携会議を開催し、救急医療機関や広域消防、警察署等と自死未遂対策の連携強化を図った。

（2）今後の方向性・課題

災害公営住宅の整備や防災集団移転促進事業などが更に進み、新たな地域コミュニティの形成が課題となっている。

近所付き合いが少ないと思われる高齢者・障害者等に対するこれまで以上の見守り体制の確立が急務と思われる。また、震災から7年が経過し、支援機関の撤退後を見据えた体制整備を図っていく必要がある。

今後、災害公営住宅生活者や仮設住宅生活者の支援に加え、地域のニーズ、支援者等の社会資源の現状などを的確に把握し、市町関係者と効果的に心のケア施策を進めていく必要がある。

【震災遺児世帯支援】

（1）平成29年度の取組内容

あしなが育英会の協力をいただき、保護者の交流サロン（ぼかぼかサロン）を開催した。さらに、『ゲーム、スマートフォン、インターネットの適切な利用方法と影響』と題して保護者向けの研修を取り入れて開催（2世帯（内1世帯は震災孤児世帯）の保護者が参加）したところ、「これからの子どもとの関わりに活かしていきたい。今回のお話を参考にしていきたい。」との感想をいただいた。

（2）今後の方向性・課題

震災遺児世帯の生活再建が進む中で、震災から7年が経過し、遺児世帯の転居が多くなってきているため、居所の把握が困難となっている。このため、支援団体が行う各種の施策に関する情報が届き難くなっており、遺児世帯が何に困っているのか課題の把握が難しい状況となっている。

今後は、連絡先が確認できた世帯に対し定期的に連絡し、子育て等に係る助言等を行うとともに必要な情報提供を行いながら、市町や支援団体との連携を更に強化し、遺児世帯の支援等を実施していく必要がある。

3 疾病対策班

【感染症対策】

(1) 平成29年度の取組内容

感染症を予防するための普及啓発については、昨年度に引き続き、主に医療機関向けとして、石巻管内における感染症の発生動向調査と全数報告による感染症情報や全国ニュースを掲載した「石巻感染症情報」を週1回発行し、当所ホームページにより周知した。応急仮設住宅等に居住する被災者向けには、感染症発生動向を見ながら、管内で流行している感染症の基礎知識や予防方法等、最新の感染症関連情報を掲載した「感染症かわら版」を随時発行し、感染症の発生防止に努めた。また、マスコミを通じた取組では、石巻FMの協力により、HIV検査や流行している感染症に関する情報を定期的に住民に周知した。

今年度は土木・建築関係者のレジオネラ感染症発生が複数あり、防塵マスクの着用等予防を呼びかける「感染症かわら版」の発行、ホームページへの掲載を行った。他圏域で復興工事に従事する土木関係者にも共通することから、疾病・感染症対策室を通じて県内全域及び関係団体への注意喚起を行った。

被災地の感染症対策を強化する取組としては、集団発生した際に施設で適切な対応が求められる感染性胃腸炎やインフルエンザ等について、保育所、高齢者施設職員を対象にそれぞれ研修会を開催した。冬季の感染症流行前に開催することで発生防止を意識してもらう機会となった。また、特別養護老人ホームや高校等からの依頼に基づき、感染症予防等について出前講座による普及啓発を図った。

感染症発生時の対応については、被災者の背景や発生した施設の特性を勘案し、迅速かつ的確な調査や指導助言を行うことにより感染症の拡大防止を図った。感染性胃腸炎やインフルエンザの集団発生時には、速やかに訪問や電話により助言指導を行った。その際は、集団発生した施設を所管する各班と情報を共有するとともに、感染性胃腸炎集団発生時には食品衛生班と協力のもと、施設に出向き、原因の分析、施設における対策への具体的な助言を行った。

結核患者発生は、新規り患率（人口10万対）が、平成27年は9.9、平成28年は7.3であった。

なお、平成29年は15件の結核届出があり、うち活動性結核は12件、潜在性結核感染症が3件であった。

<全数報告（対応件数）>

H29年4月～H30年3月末

2類 （結核）	3類 （腸管出血性大腸菌）	4類 （レジオネラ症等）	5類 （侵襲性肺炎球菌感染症他）
14件	4件	6件	13件

<集団発生（施設調査・指導を実施した件数）>

H29年4月～H30年3月末

感染性胃腸炎等（全数訪問指導）	インフルエンザ
4施設 （保育所等）	延べ60施設 （保育所・小中学校・高校等）

結核対策では、管内の特徴として、発病から診断されるまでの期間が長く、受診の遅れがみられる事例があった。今後、早期受診・治療につながるよう、地域住民に対して結核の啓発を行っていく必要がある。また、石巻赤十字病院とコホート検討会を開催し、結核患者を治療している病院の医師や感染管理看護師にも出席していただき、結核治療や支援に関する情報共有を図ることができ、結核対策での保健所の役割を知っていただく機会ともなった。

(2) 今後の方向性・課題

今後も引き続き感染症動向を適時に捉え、応急仮設住宅や復興住宅入居者等はもとより、地域住民や支援関係者等に対し、予防方法等について普及啓発を行うことにより、感染防止及び拡大防止に努めていく必要がある。

また、感染症発生時には迅速・効果的な対応を行うため、所内関係班と連携を強化し、施設等の特性を踏まえた感染拡大防止を図っていく。

結核対策では、高齢者の患者が多く、認知症や介護等の課題を有することがあり、医療機関や福祉関係者との調整を図りながら服薬確認等の支援を行っていく。また、介護保険サービス等を複数利用している場合も多いことから、利用施設の理解を得て接触者健診を実施する。

【難病対策】

(1) 平成29年度の取組内容

対象疾患の拡大に伴い、指定難病、特定疾患医療及び小児慢性特定疾病医療の新規申請者も増えている。そのため新規申請時には、受給者証交付後の留意点や変更手続等を記載したリーフレットを作成配付して、わかりやすい説明を心がけた。受給者証の一斉更新時は、対象者の利便性向上のため、東松島市及び女川町に会場を設けて受付を行った。また、石巻市内の対象者に対しては、予め来所日時指定を行ったことで初日の集中を防ぐとともに、他班職員も受付対応を行うことで待ち時間を短縮することができた。

新規の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者には、指定難病医療費申請の際に保健師が面接して状況把握に努め、病状進行に応じた医療や介護を受けられるよう成人・高齢班リハスタッフと訪問等での支援を行った。切れ目のない支援が提供できるよう介護支援専門員等関係者と連携しての関わりを強化した。

平成29年度の新たな取組として、「神経難病患者家族のつどい」を2回開催した。患者家族の孤立防止や医療・福祉の情報共有に有効であり、今後も開催を望む声があがっている。

また、難病患者支援の実践者のネットワーク形成のために「難病患者支援者情報交換会」を開催し、医療依存度の高い神経難病患者支援に関する圏域情報について共有を図った。共有した内容は実際に担当事例にも反映されるものであり、患者の支援に繋がる有意義なものとなった。また、その上位会議として、協力病院、看護協会、ケアマネジャー協会、訪問看護ステーション、市町の関係者で構成する難病患者支援者会議を開催し、圏域の現状と課題について意見交換を行った。その中で、顕著なサービス不足が今後解消される見込みが少ないことを踏まえ、機関連携を強化し、互いの機能や役割を理解し協働していくことを確認した。

支援者の質の向上を目的として、難病患者支援に従事する看護師等を対象とする研修会を開催した。内容は指定難病医療費制度の概要とALS患者からのメッセージであったが、「制度の基礎的な部分を確認できた」「ALS患者の生活状況を理解することに繋がった」などの意見や、今後も同様の研修を繰り返し開催してほしいとの声が多く寄せられた。

(2) 今後の方向性・課題

新規で申請されるALS等神経難病の方に対しては、申請時に保健師が面接を行い、診断を受けて間もない患者家族の不安解消を図るほか、病状進行に応じた支援を関係者と連携して行う。

平成28年度から実施している「難病患者家族のつどい」、「難病患者支援者情報交換会」、「難病患者支援者会議」については継続実施するが、宮城県難病患者地域支援実施要綱に従い、難病患者支援者会議は、神経難病に限らず小児慢性特定疾病を含めた難病患者全体の包括的支援体制を整える糸口として、参集者や協議内容を幅広く設定する。

小児慢性特定疾病医療費受給者の状況把握は、一斉更新時に限らず、新規申請時や変更手続等で保護者が来所した際など、あらゆる機会を通して実施していく。

受給者証の一斉更新については、引き続き東松島市、女川町に会場を設けての受付を、また、石巻市内居住者には来所日時指定や混み合う時間帯に受付対応者を増やすなどして、来所する患者家族の負担軽減に努める。

4 生活支援担当

【生活困窮者対策】

(1) 平成29年度の取組内容

女川町では平成26年3月に災害公営住宅200戸が完成して以降、宅地造成や災害公営住宅の整備が順次進められ、平成29年度末に整備完了、本格的な生活再建が進むと考えられる。

しかし、義援金や預貯金で生活を維持してきた方が手持金を使い果たしたり、災害公営住宅入居に伴い家賃負担が発生するといった要因により、生活困窮に陥り生活相談や保護申請が増加することが予想されたため、平成28年度に引き続き、週4日、女川町役場に生活保護面接相談員を配置し相談体制の充実に努めた。また、平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度について、町広報等への記事掲載、行政区長や民生委員への制度説明、町内各種施設へのパンフレット等の設置によりPRを行うとともに、女川町内において受託事業者（ひありんく）が移動相談を実施した。

平成30年3月末現在、被保護世帯数は49世帯、被保護人員数は62人となっている。

平成29年度の生活保護の申請は17件あり、申請に対する決定状況は、開始が15件、要件を満たさないことによる却下が1件、本人による取下が1件であった。

一方、就労収入や年金収入の増加等により、保護の廃止は7件あった。

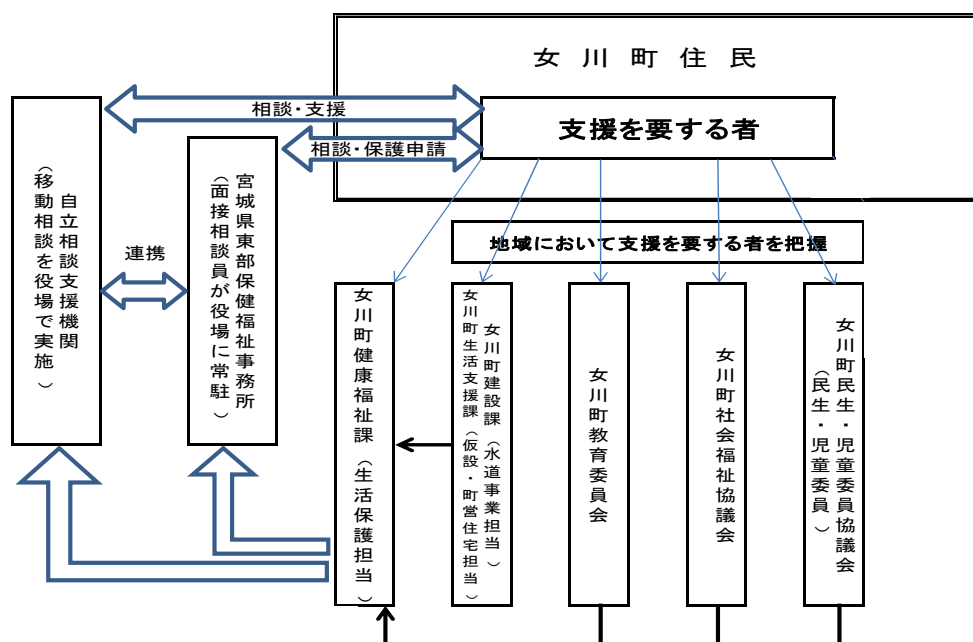
保護受給中の方に対しては、仮設住宅から災害公営住宅への入居支援（14件）、制度改正に伴う新たな年金受給権者への申請等支援（9件）、自立支援通院医療の継続申請支援（6件）等、世帯の課題を明確にして支援を実施し、円滑な災害公営住宅入居や年金受給等他法他施策の活用など、自立に向けた生活状況の向上が図られた。

生活困窮者自立支援事業については、受託事業者（ひありんく）に新規15件、リピート49件の相談（電話相談・移動相談）があり、12件に面接相談員が同行し、生活向上に向けたアドバイスを行った。

(2) 今後の方向性・課題

災害公営住宅入居による家賃負担の発生等に伴い、生活に困窮する方から相談があった場合には、引き続き、女川町や女川町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適切な運営により、生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談・支援を適切に行っていく必要がある。

女川町において支援を必要とする者の把握に係る関係機関との連携体制図



IV. 環境衛生活動

1 食品衛生班

(1) 経過

震災発生から7年が経過し、食品営業許可・登録施設数を見ると、震災前の平成21年度の5,055施設に対し、平成27年度4,183施設、平成28年度4,186施設といった減少が止まったと見えたが、平成29年度は4,124施設でここ2年間と比べて食品営業許可・登録施設数の減少が進んだ。

仮設の飲食店等営業許可申請については、平成29年度も昨年度に引き続き「Reborn-Art Festival 2017」が開催されたが、音楽イベントが他地区で開催されたこともあり、昨年度ほどの件数はなかった。

かき関係では、約9割の施設が震災で営業不能となり、平成25年度時点で約5割のかき処理場が再開したが、それ以降は1施設増えたのみである。

(2) 平成29年度の取組内容

平成28年度と同様、これまでの食品営業者の事業復活支援から食の安全・安心確保対策に重点を移行させる必要性から、HACCP型衛生管理手法の導入指導や食品収去検査や立入指導を強化した。

食品の放射性物質検査(32件)では、全て基準値以下であった。

食品衛生許可・登録状況

(平成30年3月31日現在)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
施設総数	5,055	4,948	4,562	4,529	4,285	4,245	4,183	4,186	4,124
廃業	449	414	1,109	692	813	498	490	422	436
新規	350	307	723	659	569	458	428	425	374
(免除)	—	—	339	268	130	117	55	57	8

かき処理状況

(平成30年3月31日現在)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
施設数	83	82	9	36	46	46	46	46	47
従事者数	2,295	2,213	451	901	1,210	1,236	1,239	1,266	1,258
共販数量 (t)	3,254	2,417	275	448	970	1,099	864	1,492	1,615

(3) 今後の方向性・課題

食の安全・安心確保対策を進めるために、HACCP型衛生管理手法の導入を指導する。また、効率的な監視指導及び食品の収去検査を実施し、食中毒及び違反食品の発生を未然に防止する。

2 獣疫薬事班

(1) 平成29年度の取組内容

生活衛生営業施設等についての震災に対する措置として、震災被害を受けて営業を廃止し、新規に許可等申請した者に対して、引き続き許可申請手数料等の免除を行った。また、被災し営業を行っていない施設に対しては、廃止届の提出を指導した。

① 生活衛生営業施設の推移

(H30.3.31 現在)

	旅館業	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所
平成22年度	262	4	22	412	515	164
平成23年度	234	4	22	381	505	161
平成24年度	218	4	19	377	508	127
平成25年度	191	3	20	363	507	116
平成26年度	190	2	22	344	505	114
平成27年度	188	2	21	336	507	111
平成28年度	186	2	21	326	511	106
平成29年度	190	1	21	320	511	104

被災した施設も多く、関係施設は減少した。

特に旅館業は、津波罹災地域をはじめとして、営業再開不可能な状態でも廃止届が提出されない施設が多く存在する。震災後減少傾向が続いていたが、新規開設の相談は増えつつある。

理容・美容所は、被災地の造成整備が進み、仮設営業施設からの移転についての相談に加え、通常の新規開設の相談も増えつつある。

② 薬事関係施設の推移

(H30.3.31 現在)

	薬局	製造業	医薬品販売業	高度管理医療機器販売業	毒物劇物製造業・販売業
平成22年度	92	20	84	58	120
平成23年度	83	18	63	57	103
平成24年度	82	15	63	59	101
平成25年度	82	15	66	62	100
平成26年度	81	15	56	70	100
平成27年度	82	14	55	74	101
平成28年度	88	16	61	82	101
平成29年度	92	16	58	88	99

震災により、薬事関連施設は減少した。

その後、薬局については、震災前の水準に回復した。高度管理医療機器販売業については、震災にかかわらず増加傾向にあるが、その他の業態については横ばい傾向となっている。

③ 獣疫衛生関係施設等の推移

(H30. 3. 31 現在)

	動物取扱業 登録	化製場準用 施設	抑留犬	引取 (犬)	引取 (猫)
平成 22 年度	60	9	94	40	347
平成 23 年度	56	9	98	26	148
平成 24 年度	47	7	90	21	199
平成 25 年度	49	7	68	10	258
平成 26 年度	50	7	54	9	179
平成 27 年度	52	7	59	10	141
平成 28 年度	52	7	60	4	181
平成 29 年度	58	7	52	2	236

動物取扱業は、施設の被災により減少したが、平成 25 年度以降は新規登録があり増加しつつある。

化製場準用施設は、被災により 2 施設が廃止した。更に 2 施設が再開を断念しており、廃止届の提出を指導している。

犬の抑留頭数は、震災前後でほとんど変わらなかったが、平成 25 年度以降は減少傾向にある。

犬及び猫の引取頭数は震災後大幅に減少した。特に犬の引取頭数は平成 25 年度以降も更に減少傾向にある。

(2) 今後の方向性・課題

復興の進行に伴い、施設の新規開設の申請や相談・苦情等が増加している。それぞれの状況や背景を配慮しながら、迅速かつ丁寧な対応に努めていく。

3 環境廃棄物班

【環境対策】

(1) 平成29年度の取組内容

平成29年度の土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出件数は、45件であった。うち1件は特定有害物質による汚染のおそれがあったため、土壤汚染状況調査の命令を発出したが、基準を超える土壤汚染は確認されなかった。

漁業拠点整備事業や震災復興工事に伴う形質変更事例が多かったが、届出件数は減少傾向にある。平成29年度末現在、管内の要措置区域は0件、形質変更時要措置区域は4件となっている。

土壤汚染対策法届出・指定件数等

(H30.3.31 現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
形質変更届出	9件	59件	96件	104件	68件	71件	45件
調査命令				2件	1件		1件
自主検査に基づく指定申請			1件				
要措置区域指定				1件			
要措置区域指定解除					1件		
形質変更時要届出区域指定			1件	2件	1件		

大気汚染防止法に基づき、吹き付けアスベスト等の除去作業を伴う建築物の解体作業等を行う際の特定粉じん排出等作業実施届出が21件あり、うち13件について作業場の隔離等飛散防止対策の確認を行った（未確認の8件は作業場隔離不要の工法）。併せて、廃石綿及び石綿含有廃棄物の適正処理について指導を行った。

事業場の復興の進捗に合わせて計画的に工場排水の検査を増やし、排水の状況を確認し、基準超過があれば是正を指導している。また、公害関係の特定施設の新設や解体撤去も多く見受けられることから、他法令の施設所管機関からの情報提供を受け、現状を把握するとともに、現地立入調査や届出の指導を行い、特定施設台帳の整備に努めた。

平成27年4月1日に施行されたフロン排出抑制法に基づき、改正法の周知を図るため、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵機器並びに冷凍機器などの第一種特定製品を使用している事業所への立入調査・指導を20件実施した。

(2) 今後の方向性・課題

土壤汚染対策法に基づく対応については、復興のために区画整理等の事業が引き続き行われており、土地の形質変更の届出が今後もなされる見込みであるため、汚染のおそれのある土地に対しては土壤汚染状況調査により汚染の有無を確認し、健康被害の防止を図っていく。

アスベストを使用した建築物の解体は、今後も長期間継続することが見込まれており、労働基準監督署、土木事務所及び市役所等と連携してアスベストの飛散防止、適正処理の指導に努める。

他法令に基づく施設を所管する所内各班と情報共有に努め、公害関係の特定施設の新設、変更や廃止の状況を把握し、届出等の提出を指導する。

フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の設置事業者数が相当数あることから、公害関係特定施設や医療監視等他法令に基づく立入時や食品衛生講習会等の様々な機会を通じ、法の周知に努める。

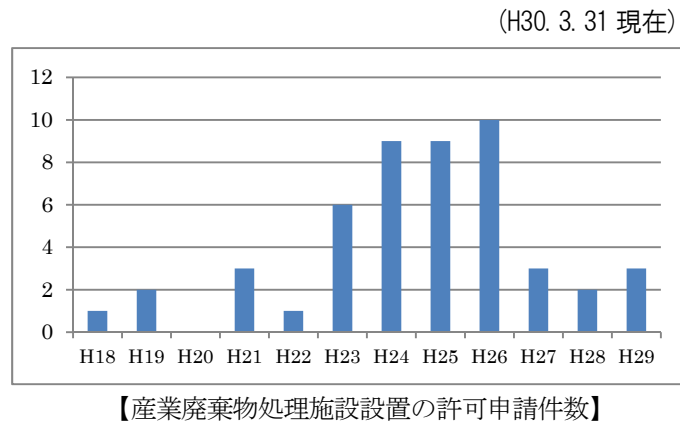
【廃棄物対策】

(1) 平成29年度の取組内容

産業廃棄物適正処理監視指導員によるパトロールを実施し、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見と迅速な対応に努めた。平成29年度に管内において大規模な不法投棄事件が発生したが、早期解決に向けて指導を進めている。また、不適正保管の長期継続案件についても、改善に向けて事業者指導を継続している。

東部地域廃棄物不法投棄防止対策連絡会議を今年度も開催し、関係機関との連携強化を図った。また、宮城県及び岩手県県境廃棄物不法投棄防止合同会議を開催し、県境を接する保健所と市が一堂に会して情報交換を行った。

復興に伴い産業廃棄物の発生量が増加したため需要が高まった廃棄物処理施設等の許可申請件数は、平成27年度以降、震災以前の件数程度に減少している。



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の登録保管事業者を巡回し、保管の状況を確認するとともに、法改正の周知、適正処理の計画と実施を指導した。被災したトランス等については、筐体の劣化状況等や絶縁油の漏洩の有無を確認した。また、補助金の適用により、1件の処理困難者の処理が終了した。更に、平成27年度以降に実施している使用中のPCB含有製品の調査（掘り起こし調査）により新たに発見されたPCB含有製品及び廃棄物の適正保管と期限内の早期処理を指導した。

(2) 今後の方向性・課題

県が受託した震災廃棄物の処理は既に終了しているが、今後、震災で発生した産業廃棄物が新たに発見される可能性がある。また、復興が進む中で不適正保管の発生や不法投棄・不適正処理が発生することが予測されるため、関係機関と連携し廃棄物として適正に処理するように指導を行うほか、産業廃棄物適正処理監視指導員によるパトロールを継続し、廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見と迅速な対応に努める。

PCB廃棄物の適正な処理を推進するために制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、改正PCB特措法）」が平成28年に施行され、PCB廃棄物の処理期限が前倒しされた（変圧器・コンデンサーは平成34年3月末、安定器及び汚染物等は平成35年3月末）。また、使用中の高濃度PCB使用製品に対しても期限内の処理や、PCB廃棄物と同様の届け出が必要となった。今後も引き続き保管事業者に対して早期の処分について情報提供や指導を行う。また、掘り起こし調査も進め、発見したPCB含有機器や廃棄物の適正保管及び限内処理の指導を継続する。

V. 医務・医療対策

1 企画総務班

【医務】

(1) 管内医療機関の状況

病院、医科・歯科診療所の数は、震災前の91%に当たる212施設、病床数は震災前の88%に当たる2,107床となっている。

<医療機関数と病床数>

H30.3.31 現在

	病 院	医 科 診 療 所	歯 科 診 療 所	計	病 床 数		
					病院	診療所	計
震災前(A) (H23.3.11時点)	13	134	86	233	2,063	325	2,388
H30年3月末(B)	10	124	78	212	1,961	146	2,107
増 減 (B)－(A)	△3	△10	△8	△21	△102	△179	△281

また、被災により休廃止した公的医療機関については、全ての公的医療機関が、新たな施設で診療を再開している。

<主な公的医療機関の再開状況>

女川町地域医療センター (旧・女川町立病院)	平成23年10月1日に診療所化して開設。病床数は震災前の98床から19床に減少。
石巻市立寄磯診療所	平成28年1月19日に移転開設。
石巻市立病院	平成28年9月1日に移転。病床数は震災前の206床から180床に減少。
石巻市夜間急患センター	平成28年12月1日、石巻赤十字病院敷地内へ移転。
石巻市立雄勝診療所 (旧・石巻市立雄勝病院)	平成29年1月16日に診療所化して開設。
石巻市立雄勝歯科診療所	平成29年1月16日に移転開設。

(2) 医療法に基づく申請・届出等 (H30.3.31 現在)

平成29年度は、診療所開設許可等の許可申請並びに許可事項変更届及び廃止届等の各種届出を合わせ85件の申請・届出があった。

(3) 医療従事者の免許申請 (H30.3.31 現在)

平成29年度は、新規、書換え及び再交付を合わせ250件の申請があった。

(4) 医療機関立入検査 (H30.3.31 現在)

平成29年度は、35機関(病院10件、医科診療所16件、歯科診療所9件)に定期の検査を実施し、医療の質、安全、患者サービスの向上が確保されるよう改善指導等を行った。

※歯科診療所に対する立入検査は、平成29年度から実施。

【医療対策】

(1) 平成29年度の取組内容

地震・津波等の大規模な自然災害、原発事故等による原子力災害、鳥インフルエンザや新型インフルエンザの発生に備え、関係機関との情報共有や訓練等に取り組み、危機管理体制の充実に努めた。

① 大規模災害等危機管理

県の「大規模災害時医療救護活動マニュアル」に基づき設置している石巻地域災害医療連絡会議（事務局：東部保健福祉事務所）を平成30年1月31日に開催し、災害医療・保健活動に関する国・県の施策の動向などについて、管内の市町、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防本部及び自衛隊等の構成機関と情報を共有した。また、同会議の開催に先立ち、同年1月29日には災害時を想定した連絡手段（Webシステム、MCA無線等）による通信訓練を実施し、同会議の場で訓練結果を踏まえた意見交換を行った。

② 原子力災害危機管理

県では、原子力災害による健康被害の拡大を防ぐため、国の原子力災害指針において原子力施設から概ね半径5km圏内のPAZ（予防的防護措置を準備する区域）とされている区域に居住する住民を対象として安定ヨウ素剤の事前配布を実施している。当所は、県庁の担当課がPAZに該当する女川町及び石巻市の住民を対象に開催する事前配布説明会に職員（保健所長、薬剤師、保健師）を派遣しており、平成29年度は、10月26日開催の説明会（石巻市荻浜・小積浜地区）に5人を派遣した。

また、県の「宮城県防災緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、当所職員の一部は、原子力施設の緊急事態等が発生した際、現地災害対策本部の要員としてオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）に配置されることから、11月14日の宮城県原子力防災訓練に関係職員が参加した。

さらに、国主催の図上訓練（平成29年10月12～13日）や県の避難退域時訓練（同年11月23日）にも職員が参加するなど、原子力災害を想定した当所の対応に関する理解促進を図った。

なお、当所は、原子力災害に備えて、安定ヨウ素剤やサーベイメーター、防護服、投光機及び自家発電機等を保管している。平成30年2月の石巻合同庁舎への移転に伴い、新石巻合同庁舎（石巻市蛇田字新沼田）敷地内の除染倉庫に、これらの薬剤及び備品・物品を移送した。

③ 鳥インフルエンザ対策

「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部東部現地地方支部運営マニュアル」に基づき、当所は、東部現地地方支部の健康対策班として防疫従事者の健康調査等の業務を担当することから、この人員体制を定めた上、11月29日に東部現地地方支部が実施した防疫演習に各班員が多数参加した。また、鳥インフルエンザの防疫措置が執られる場合の健康対策班の対応等について記載した「高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の対応マニュアル」が12月に大幅改訂され、健康調査に従事するチームの人員体制、役割及び作業ローテーション等が変更されたため、石巻管内又は他管内において防疫措置が執られる際の各々の場合の対応等について、当所職員に周知徹底した。

④ 新型インフルエンザ対策

「宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル」に基づき、石巻圏域新型インフルエンザ等対策会議（議長：石巻保健所長）を新たに設置し、平成30年1月31日の初回会議では、県の新型インフルエンザ対策並びに県内発生期における石巻保健所、第二種原子力災害拠点病院である石巻赤十字病院及びその他の医療機関の役割等について、管内の市町、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び消防本部等の構成機関と情報共有した。

(2) 今後の方向性・課題

大規模災害等危機管理に関しては、平時から関係機関との間で災害発生時における連携・役割分担の

あり方を確認し、より適切な体制への改善に努めていく。また、継続的な訓練の実施も重要であり、平成30年度には、新型インフルエンザの患者移送訓練などの新たな取組も予定している。

原子力災害危機管理に関しては、平成30年3月に県の「宮城県防災緊急被ばく医療活動マニュアル」が改訂され、女川原子力発電所から概ね半径30km圏内のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に位置する当所の役割も変更されることから、原子力災害発生時の具体的な対応について、関係機関と調整・検討していく必要がある。

2 当所が事務局を担う団体における活動

【石巻地区地域医療対策委員会】

(1) 本年度の取組内容

本会は、管内2市1町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他関係団体及び当所の協力体制を確立し、地区内の地域保健医療福祉の推進を図ることを目的とし、保健医療福祉に係る地域的課題の解決に向けた協議・検討や保健医療福祉に係る普及啓発等に取り組んでおり、平成29年度に実施した主な事業は、以下のとおりである。

① 医療と福祉の連携推進事業

平成23年度から2か年にわたって本会に設置された「医療と福祉の連携推進検討専門委員会」がその検討結果をとりまとめ、平成25年8月に関係機関への提言を行った。その提言内容は、以下の4本の柱から構成され、石巻地区の関係機関が各々取組を進めることを求めるものである。

石巻地域における医療と福祉の連携推進について（提言）

- ・在宅医療、在宅ケア関係機関等に関する情報の周知
- ・医療と福祉の連携に関する課題の抽出及び検討の場の設置
- ・顔の見える連携の場の提供・設置
- ・地域包括ケアシステムの構築

本会は、この提言を踏まえた平成29年度事業として、11月29日には東部保健福祉事務所、石巻市医師会及び桃生郡医師会との共催により医師・看護師等の医療職を対象とした「地域包括ケア（在宅医療・介護連携）研修会」を、3月16日には医療及び介護に携わる多職種の専門職を対象とした「医療と福祉の連携推進研修会」を開催した。

② 石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システムの運用（※）

東日本大震災発生時、石巻圏域の在宅酸素療法患者及び非侵襲的陽圧換気療法患者（HOT患者）が災害弱者となった経験を踏まえ、今後、被害が広範囲にわたり停電が長期間に及ぶような大規模災害が発生した際、処方異なる各々のHOT患者に応じ、適時・適切に酸素を提供して患者の生命を維持することができるよう、平成28年度に新たな支援システムの構築に取り組んだ。関係者の合意を得て、平成29年3月7日に在宅酸素事業者8社を含めた15団体による「石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に関する協定」の締結式を行った。

同年4月1日から当該システムの運用マニュアルに基づき、医療機関及び市町等がHOT患者登録等の関係業務を開始したが、この業務に実際に携わった現場等からは、円滑なシステム運用のためマニュアル修正に関する意見が寄せられた。このため、7月8日の石巻赤十字病院大規模災害実働訓練の中で当該システム運用訓練を実施し、訓練後に参加団体から意見を聴取して改訂案に反映させ、関係団体を集めた9月14日の検討会を経て、9月中にマニュアル改訂を完了した。

※在宅酸素療法（Home Oxygen Therapy：HOT）とは、患者が自宅で酸素を吸入し、酸素不足を改善したり、肺高血圧症を予防する治療法。酸素ボンベに接続されたチューブ（カニューラ）を通して鼻から酸素を吸入する。酸素濃縮装置は室内の空気から酸素を濃縮するもので電気により動

く。外出時は携帯用の酸素ポンベを使用する。

③救命救急講習会の開催

9月の「救急医療週間」には、AED（自動体外式除細動器）の使用方法、心肺蘇生法について学習する救命救急講習会を、福祉施設従事者、住民を対象に2回開催した。

（2）今後の方向性・課題

「医療と福祉の連携推進検討専門委員会」の提言による医療と福祉の連携推進については、石巻地区における地域包括ケア体制を一層充実させていく上での重要な視点となることから、平成30年度も在宅医療・介護連携等の担い手を対象として、顔の見える連携の場を提供する研修事業等を企画・実施していく必要がある。

【日本赤十字社石巻地区】

当所は、日本赤十字社宮城県支部の下部組織として、石巻地区における赤十字活動の推進に資するため、災害救護活動に使用される備蓄品の保管や宮城県支部と女川町分区との連絡調整等の役を担っている。

東日本大震災では、当時の石巻合同庁舎（石巻市東中里一丁目）も津波による浸水被害に見舞われ、テント、移動用炊飯器、毛布などの災害用備蓄品のほとんどが流失したが、その後、順次日本赤十字社より再配備されている。また、震災当時、石巻合同庁舎に300人余の住民が避難し、応急の避難所の機能を果たすこととなった際、水が引かず庁舎が4日間孤立した教訓を踏まえ、日本赤十字社から石巻地区への交付金により保存食品等を計画的に購入し、備蓄している。

なお、平成30年2月26日の新石巻合同庁舎（石巻市蛇田字新沼田）への事務所移転に伴い、合同庁舎別棟の倉庫の一部を借用して備蓄品を保管している。